

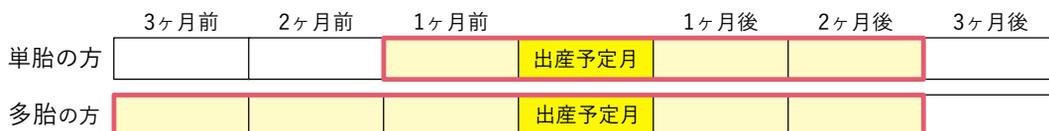
産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険税が免除されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の免除方法

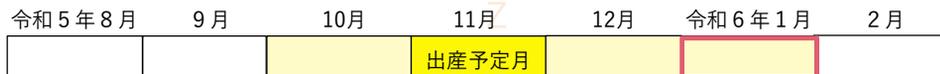
- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。



※産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から減額されます。産前産後期間の保険税が0になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。



※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

- 保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付されます。

届出に必要な書類

- ① 産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書（裏面をご利用ください）
- ② 母子健康手帳
- ③ 出生証明書など出産日と親子関係のわかる書類（出産後に申請する場合で被保険者と子が別世帯の場合）
- ④ マイナンバーカード ※マイナンバーカードをお持ちでない方は、以下のAおよびBを提示してください。
A. マイナンバーが確認できる書類：個人番号の表示がある住民票の写し または
通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）
B. 本人確認書類：運転免許証、健康保険証、パスポート、在留カードなど

届出先

坂井市役所 保険年金課 TEL 0776-50-3031 又は 各支所

問い合わせ先

坂井市役所 税務課 国民健康保険税係 TEL 0776-50-3023